第四十条　法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第四項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　略］

［二　略］

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る中学校修了前の児童（同法第四条第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［五　略］

六　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

第四十条の二　法別表第二の七十五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二　児童手当法第二十六条（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第四十二条　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十八条の二第十一項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則第百二十五条第八項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

第四十条　［同上］

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ハ　同上］

［二　同上］

三　児童手当法第九条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

四　児童手当法第十二条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の未支払の児童手当又は特例給付の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る中学校修了前の児童（同法第四条第一項第一号イに規定する中学校修了前の児童をいう。）であった者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［五　同上］

六　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

第四十条の二　［同上］

一　児童手当法第七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

二　児童手当法第二十六条（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る年金給付関係情報

第四十二条　法別表第二の七十九の項の主務省令で定める事務は、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十八条の二第十一五項の障害者正社員化コース助成金、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第八十一号）附則第二条第九項及び第十項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則第百十五条第十八号の障害者雇用安定助成金、雇用保険法施行規則第百二十五条第九項の障害者職業能力開発コース助成金又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第十五項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第一条の規定による改正前の雇用保険法施行規則附則第十五条の五第六項の障害者初回雇用コース奨励金の支給に関する事務とし、同表の七十九の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］